

【別表】 ※利用料（ケアプラン料）

事業所名 ケアプランセンター水巻

地域区分 その他

地域単価 10.00

◎居宅介護支援

介護度	基本単位	処遇改善加算額	合計単位	基本料金
要介護1.2	1086	23	1109	11090
要介護3.4.5	1411	30	1441	14410
◎各種加算（対象の加算のみ算定されます）				
初回加算	300	6	306	3060
特定事業所加算（Ⅰ）	519	11	530	5300
特定事業所加算（Ⅱ）	421	9	430	4300
特定事業所加算（Ⅲ）	323	7	330	3300
特定事業所加算（A）	114	2	116	1160
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250	5	255	2550
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200	4	204	2040
退院・退所時加算（Ⅰ）イ	450	9	459	4590
退院・退所時加算（Ⅰ）ロ	600	13	613	6130
退院・退所時加算（Ⅱ）イ	600	13	613	6130
退院・退所時加算（Ⅱ）ロ	750	16	766	7660
退院・退所時加算（Ⅲ）	900	19	919	9190
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300	6	306	3060
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300	6	306	3060
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	4	204	2040
ターミナルケアマネジメント加算	400	8	408	4080
特定事業所医療介護連携加算	125	3	128	1280
通院時情報連携加算	50	1	51	510
特別事業所集中減算	200	4	204	2040
<p>※要介護認定を受けられた方は、介護保険法に基づき保険者より当事業所へ全額給付されますので、自己負担はありません。  ただし、保険料の滞納等により当事業所が介護保険からサービスの利用料の給付が受けられない場合は、1ヶ月につき上記の料金をお支払いいただき、「サービス提供証明書」及び「領収書」を発行いたします。両書類を後日、市町村の窓口へ提出いただくと、審査に基づき払い戻しを受けられる場合があります。</p>				

【処遇改善加算】

居宅介護支援 処遇改善加算	合計単位に	2.1%	を乗じた額
---------------	-------	------	-------

\*上記合計単位には処遇改善加算分が、利用料金には処遇改善加算分及び地域加算分が含まれています。